

## 不動産登記に関する事務処理の一部停止について

令和8年3月31日土地区画整理事業に係る換地処分の公告がされたことに伴い、下表の地域について、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務等の処理ができません。

①各種登記の申請をしていただいても処理することはできません。

②登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されません。

ご注意願います。

ご不明な点は、当局職員にお尋ねください。

令和8年4月1日

岐阜地方法務局美濃加茂支局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
令和8年4月1日から 令和8年5月15日まで	美濃市字倉津、字吉川町、 字百沢の一部	土地区画整理事業